

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となり得る経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）</li> <li>・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）</li> <li>※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li> <li>・ 換気のための軽微な改修（修繕費）</li> <li>・ 水道光熱費、燃料費</li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話料、インターネット接続等の通信費</li> <li>・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料</li> <li>・ 休業補償保険の保険料</li> <li>・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの</li> <li>・ 日常診療に要する検査外注費</li> <li>※直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li> <li>・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料</li> <li>・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の診療スペースに係る家賃</li> <li>・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料</li> </ul>
<p>（注意）対象となり得る経費でも、同一の支出について<u>他の補助金と重複して補助は受けられません</u>。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。</p> <p>（本県補足）例えば、「HEPAフィルター付き空気清浄機 1 台」の経費を按分し、本補助金と他の補助金の経費に計上することはできません。</p>	

【補助対象とならない経費の例】

- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息
- ・ 減価償却費

※以上の取り扱いについては厚生労働省医政局に確認を得ております。